

事務連絡
平成26年12月2日

平成26年度科学技術人材育成費補助金
交付機関 担当者 各位

平成26年度科学技術人材育成費補助金の執行について

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課人材政策推進室長
和田 勝行

平素より、本補助事業にご協力賜り誠にありがとうございます。

平成26年11月6日の第35回国立大学法人等研究協力部課会議において、平成26年度科学技術人材育成費補助金の執行について、説明させて頂いた所ですが、改めて本メールにてご連絡致します。国からの補助金及び委託費による事業に関しては、原則、その支払いは事業完了後の精算払を基本とすることを会計法（昭和22年第35号）により定めています。

一方で、国から交付される研究資金にあっては、交付時期の早期化、研究費の効率的な使用の推進と事務の効率化が求められている状況を踏まえ、同法の特例を活用し、事業完了前の概算払を実施している所です。しかしながら、当室が所管する科学技術人材育成費補助金においては、ここ数年、多くの選定機関で多額の執行残及び、額の確定による多額の返納金が発生しております。次年度以降の予算を確保するよう全力を尽くしておりますが、上記の状況について、財務省からも厳しい指摘を受けている状況です。つきましては、今後は、しかるべき手続きを取らず、多額の返納金を発生させた等と文科省が判断した場合には、翌年度以降の補助金交付額を減額するなどの措置も検討しております。

各機関におかれましては、事業の進捗状況等を踏まえた上で日頃より経費の執行状況を把握するよう努めると共に、執行残が見込まれる場合、流用制限に該当する可能性がある場合、又は繰越の必要性などの事実を把握した場合等は、速やかに（独）科学技術振興機構に申し出て頂き、必要な手続きを取るようお願い致します。

限られた予算を効率的に執行するためにも、何卒ご協力下さいますようお願い致します。